

銃砲刀剣類登録申請書の送付について

銃砲刀剣類登録申請書に必要事項を記入して、下記の宛先まで**郵送**してください。

記

1 申請書

- 1) 銃砲刀剣類発見届出済証の記載どおりに種別、長さ等を記入してください。
- 2) 申請者は銃砲刀剣類発見届の発見者と同一人としてください。

※ 警察でもらわれた「**銃砲刀剣類発見届出済証**」は**登録審査会当日に提出**していただきますので、それまで銃砲刀剣類とともに保管しておいてください。

※ 審査会当日に「銃砲刀剣類発見届出済証」を忘れた場合は、その場で登録証を交付することができませんのでご注意ください。(忘れた場合は、発見届出済証を提出いただいた後に、後日登録証を郵送。)

2 登録審査手数料

- ・銃砲刀剣類1本につき6,300円
- ・お近くの京都府広域振興局又は警察署等で『京都府収入証紙』をお買い求めいただき、申請書の裏面に貼り付けてください。
- ・一度提出していただいた収入証紙の購入代金は、お返しできませんのであらかじめ御了承願います。

《御注意》

- 銃砲刀剣類発見届を済まされましても、原則として教育委員会での登録が完了しないと銃砲刀剣類を所持(保管・持ち運び等含む)することが出来ません。
- また、現住所が京都府内でない方は、銃砲刀剣類発見届が京都府内の警察署で行われていても、京都府では登録できません。
住所地の都道府県教育委員会に登録申請をしてください。

《申請書郵送先・問い合わせ先》

■京都府教育庁指導部文化財保護課企画調整係
住所：〒602-8570 (専用郵便番号 住所記載不要)
(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)
TEL：(075) 414-5896